

資 料

国民健康保険事業における検討事項について

## 1. 暫定賦課(仮算定)について

年度当初においては、保険料の所得割の算定基礎となる総所得金額等が6月1日まで確定しないため収入の大半を占める保険料を賦課することが出来ません。ところが、支出面では療養費の支給は年度開始直後から行われるなど国保会計は年度当初は資金繰りが難しくなります。このため、年度当初の財源を確保し保険財政の運営を図るとともに、納入義務者の負担の平準化を考慮して徴収の特例として前年度の保険料を基礎として、暫定的に賦課することができます。

(地方税法第706条の2及び町条例第19条の2)

仮算定保険料		
4月	5月	6月

本算定保険料								
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

- ・ 仮算定(4. 5. 6月分保険料)

4月の段階では前年度所得等が未定のため4～6月の保険料は前々年中の所得を基に計算します。

- ・ 本算定について(7月分以降の保険料)

7月に前年度の所得等を基に料率を決定します。料率等の決定後、4～3月の保険料を再度計算し年度の保険料とします。

- ・ 本算定以降の各月の保険料 (7月以降の各月の保険料)

(本算定によって決定した年間保険料額) - (仮算定期間中の保険料の合計額) = 本算定後の保険料額

## 2. 国保料現年分収納率状況

年度	科目	仮算区分	徴収区分	収納率 (%)
平成21年度	普徴	仮算定 有	口座	98.5
			一般	75.0
		仮算定 無 (4月以降資格 取得等)	口座	99.4
			一般	75.4
	特徴	仮算定 有	—	100
		仮算定 無	—	100

年度	科目	仮算区分	徴収区分	収納率 (%)
平成20年度	普徴	仮算定 有	口座	98.6
			一般	77.1
		仮算定 無 (4月以降資格 取得等)	口座	98.6
			一般	75.6
	特徴	仮算定 有	—	100
		仮算定 無	—	100

### 3. 平成22年度暫定保険料に係る経費について

(千円)

印刷製本費	暫定通知書(口座用)	145
	暫定通知書(納付書用)	504
	計	649

役務費	納付書郵送料	520
-----	--------	-----

委託料	納付書封入委託料(口座)	65
	納付書封入委託料(納付書)	108
	計	173

合計		1,342
----	--	-------

### 4. 収納率の状況

(%)

		平成21年度	平成20年度
仮算定実施自治体	市	89.11	90.10
	町	91.02	91.02

		平成21年度	平成20年度
本算定のみ実施自治体	市	87.03	87.62
	町	91.21	91.23

## 5. 国保料普徴現年分4～6月収納額の状況

(円)

平成22年度	普通	口座	228,990,410
		一般	103,279,360
		計	332,269,770

平成21年度	普通	口座	221,152,680
		一般	94,608,260
		計	315,760,940

平成20年度	普通	口座	207,583,310
		一般	89,175,150
		計	296,758,460

平均			314,929,723
----	--	--	-------------

2019年度	2018年度		
11,000	11,980	市	株式会社
20,100	20,100	市	株式会社

2018年度	2017年度		
20,100	20,100	市	株式会社
15,100	15,100	市	株式会社